

平成 27 年 2 月 17 日

秋田県生活環境部環境管理課

平成 26 年版「環境白書（概要版）」正誤表

平成 26 年版「環境白書（概要版）」について、下記のとおり誤りがありましたのでお知らせいたします。

記

○修正箇所（修正は下線部）

正	誤
1 頁 7 地球温暖化対策の推進 新エネルギー導入量（原油換算した量） <u>363.5</u> （25 年度）	1 頁 7 地球温暖化対策の推進 新エネルギー導入量（原油換算した量） <u>363.4</u> （25 年度）
17 頁 4 土壌汚染の防止対策 平成 25 年度末現在、県内では土壌汚染対策法に基づく指定区域として秋田市及び湯沢市の各 1 区域が指定されています。	17 頁 4 土壌汚染の防止対策 平成 25 年度末現在、県内では土壌汚染対策法に基づく指定区域として秋田市、 <u>横手市</u> 及び湯沢市の各 1 区域が指定されています。
37 頁 （3）農林水産物、下水道汚泥、焼却灰等 県民の安全・安心を確保するため、米や野菜、牛肉や生乳、魚などの県産農林水産物のほか、私たちの生活に関連する下水道汚泥や焼却灰などについても放射能を調査しました。 その結果、 <u>湯沢市産自生ネマガリタケ（非流通品）1 検体から基準を超える放射性セシウムが検出されましたが、この他の農林水産物ではいずれも問題のない値となっています。</u>	37 頁 （3）農林水産物、下水道汚泥、焼却灰等 県民の安全・安心を確保するため、米や野菜、牛肉や生乳、魚などの県産農林水産物のほか、私たちの生活に関連する下水道汚泥や焼却灰などについても放射能を調査しました。 <u>いずれも問題のない値となっています。</u>

担当 秋田県生活環境部環境管理課

調整・環境企画班 佐々木

TEL 018-860-1572

FAX 018-860-3881